

太田川河川整備懇談会 公開規定

(目的)

第1条 本規定は、太田川河川整備懇談会（以下「懇談会」という。）規約第6条の条項に基づき、懇談会の公開を定めるものである。

(懇談会の公開)

第2条 懇談会は原則公開とする。ただし、特別の事情により懇談会が必要と認めるときは、この限りではない。

(懇談会開催の周知)

第3条 懇談会の開催が決まった場合、その開催日時、場所、傍聴手続き等について速やかに国土交通省中国地方整備局及び太田川河川事務所ホームページ（以下「HP」という。）により一般に周知する。

(懇談会の傍聴)

第4条 懇談会の傍聴は可とし、傍聴に関し必要な事項を別途定める。

(資料の配付)

第5条 懇談会で委員に配布される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、懇談会の場で傍聴人にも配布する。

(資料等の公開)

第6条 懇談会で委員に配布された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、HPにて公表する。

2 事務局は懇談会終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後、HPにて公表する。

(雑則)

第7条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、懇談会で定める。

附則

(施行期日)

この規約は平成19年7月23日から施行する。